

2 総論

第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く状況

平成17年2月の「わくわくあおもり子育てプラン」(前期計画)、平成22年2月の「わくわくあおもり子育てプラン」(後期計画)の策定を踏まえ、平成27年3月に「のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画)を策定し、子どもと親と地域が共に育ち、支え合う社会の実現に向けて、様々な取組を展開してきました。

その結果、「のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画)の策定時からみると着実に改善した分野がある一方、いまだ課題が残されている分野もあります。また、近年における我が国の社会環境・経済雇用環境の変化に伴い、本県の子どもと家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。この変化が、子どもの成長や子育てのあり方にも影響を与えています。

1 少子化の動向

子どもの数と生産年齢人口が減り続けています。

本県の人口は、国勢調査によると昭和60年をピークに減少しています。平成27年の推計人口は130万8,265人ですが、令和27年には82万3,610人になると推計されています。14歳以下の年少人口は昭和30年をピークに減少しており、平成9年には65歳以上の老年人口を下回りました。

また、人口動態統計によると、平成30年は平成29年に比べて、出生数は232人下回る7,803人、合計特殊出生率(※)は同率の1.43(全国平均1.42)となっていますが、本県の出生数は減少傾向にあり、このまま少子化が進むと、生産年齢人口の減少が更に進むことになります。

⇒ 資料編：[資料1]

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

2 交際・婚姻の動向

未婚化・晩婚化が進行しています。

平成30年に県が実施した「子どもと子育てに関する調査」では、独身者のうち交際相手がない人は72.7%、そのうち交際相手が「欲しい」と思う人の割合は41.4%と最も多く、交際を望んでいるものの交際相手がない人が多数いることが分かります。

人口動態統計によると婚姻率(※)は昭和45年以降低下し続け、平成30年は3.8と全国平均4.7より低く、平均初婚年齢(※)は、男女ともに戦後ほぼ一貫して上昇し、平成30年は男30.8歳、女29.0歳になっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の人口統計資料集によると、50歳時未婚割合(※)は男女ともに上昇しており、特に男性については平成17年に全国平均を上回りました。

⇒ 資料編：[資料2]

※婚姻率：人口千人当たりの婚姻数です。

※平均初婚年齢：結婚式を挙げたとき、または同居を始めた時の早い方の年齢の平均です。

※50歳時未婚割合：45歳から49歳と50歳から54歳における未婚割合の平均値のことです。



3 出産の動向

晩産化等の進行が出生数の減少に影響を与え続けています。

母の年齢別出生率（人口動態統計）をみると、20歳代の出生率（※）の減少が大きくなっており、平成20年には30～34歳までの出生率が、25～29歳の出生率を上回るなど、出産年齢は30歳代へ移行しています。

また、平成27年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した出生動向基本調査によると、妻の初婚年齢が19～24歳の夫婦では平均出生子ども数は2人を超えているのに対し、25～30歳では2人未満（結婚後15～19年の夫婦）となっていることから、平均出生子ども数は夫婦の結婚年齢が高いほど、少ない傾向にあるという結果が出ています。

⇒ 資料編：[資料3]

※出生率：人口千人当たりの出生数です。

4 家族の状況

世帯の規模が小さくなり、子どものいる世帯も減り続けています。

国勢調査によると、本県の一般世帯数は平成27年には50万9,241世帯、平均世帯人員は2.48人で減少傾向が続いています。世帯類型別では、核家族世帯の割合が53.3%であり、3世代世帯の割合が平成17年の15.2%から平成27年には11.0%と大きく減少しています。

また、18歳未満の子どものいる世帯は平成17年の28.3%から平成27年には22.0%まで減少しています。

⇒ 資料編：[資料4]

5 女性の就労状況

女性の就業割合が高まり、仕事と子育ての両立支援の更なる充実が求められています。

平成27年の国勢調査によると、本県の女性の就業者は、全就業者数の45.8%を占めるとともに、30～40歳代の女性の労働力率（※）は全国の女性の労働力率より高く、働いている女性が多いといえます。

また、女性労働力率の特徴であるM字型カーブ（※）も平成27年には平成22年に比べてM字の底が上がり、特に30歳～40歳での女性労働力が上昇しています。

さらに、共働き世帯が増加し、平成27年は、49.9%と、全国平均（47.6%）を上回っています。

引き続き女性が結婚出産後も社会参画するための仕事と子育ての両立支援策の充実が望まれます。

⇒ 資料編：[資料5]

※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合のことです。

※M字型カーブ：出産育児により女性が非労働力化することが多い25～39歳において労働力率が低下する現象のことです。

6 地域の状況

都市部の人口割合が増加を続け、地域コミュニティの活性化が求められています。

本県の人口について、平成27年の国勢調査の結果を基に市部と郡部の人口比率をみると人口比は約3.5対1となっており、特に青森、弘前、八戸の三市の占める割合は、53.2%となっています。

また、第1次産業の就業者割合が減少して第3次産業の割合が高まっていることから、市部への人口集中、就業構造の変化がみてとれます。

さらに、平成30年に県が実施した青森県民の意識に関する調査では、地域ぐるみで青少年育成に取り組んでいくことについては、80.6%が重要と答えていますが、取組の充足度は18.7%と低いことから、同じ地域で暮らす住民同士の出会い、ふれ合い、支え合いの関係づくりを広げていくことが求められています。

⇒ 資料編：[資料6]

7 子どもの心身の状況と生活の実態

乳児死亡率の改善がみられますが、幼少期から正しい生活習慣を身につけ、健全な育成を推進することが求められています。

人口動態統計によると、本県の平成12年の乳児死亡率(※)は5.0(全国3.2)と全国最下位でしたが、平成30年は1.9(全国1.9)となり、総合周産期母子医療センターを始めとした周産期医療の環境整備等による改善がみられます。

今後は、同センターの更なる充実はもとより、保健と医療の連携強化や母体の保護等が一層必要であるほか、平成30年度に県が実施した調査では、妊婦喫煙率が2.6%であったことから、妊婦に対する継続的な保健指導が重要です。

また、県が実施した調査では、平成29年度の3歳児のむし歯有病率は24.6%と全国(14.4%)に比べて高く、更に平成30年度の肥満傾向児の出現率においては、15歳女子を除き男女共に6歳から17歳すべての年齢で全国より高いことから、子どもの頃からの正しい生活習慣の形成や健康教育が求められています。

近年、子どもの遊びは室内での遊びが多く、屋外での遊びや自然体験が少なくなっています。遊び場については、平成30年に県が実施した子どもと子育てに関する調査では、小学校高学年から中学生では「自分の家」が最も多く、次いで「友達の家」が占めています。中学生では、小学高学年と比べると、「公園」が少なくなっている一方で、「商店街やデパート」、「ゲームセンターやカラオケボックス」、「本屋やCD店」が多くなっています。

子どもの居場所を地域住民や関係者等が意識し、地域全体で子どもの健全な育成に配慮し、人間的ふれあいに満ちた遊び場づくりが求められています。

⇒ 資料編：[資料7]

※乳児死亡率：出生千人当たりの生後1年未満の死亡数のことです。

8 子どもをめぐる問題

児童虐待や非行等の様々な問題により、きめ細かな対応を必要とする子どもが増えています。

児童虐待相談対応件数は年々増加傾向を示し、本県の平成30年度は1,413件と過去最多になっています。

また、公立小学校における不登校の状況は、平成25年度から上昇に転じ、平成26年度からは、200人を超えて推移するようになり、公立中学校における不登校の状況は、平成26年度まで減少を続けていましたが、平成27年度からは上昇傾向にあります。小・中学校ともに少子化により在籍者数は減少していますが出現率は上昇しています。

少年非行では、平成20年に検挙・補導された少年1,140人に対し、平成30年は209人と大幅に減少しており、このうち、小学生が55人、中学生が57人、高校生が51人となっています。

なお、不健全性的行為をしていたことにより補導された人数は、年々減少傾向にあり、平成30年は男子8人、女子15人の計23人でした。学職別、男女別で見ると高校生女子が全体の48%を占めています。

⇒ 資料編：[資料8]



9 特に支援を必要とする子どもの状況

家庭的環境での支援、自立と社会参加に向けた支援が求められています。

虐待を受けた子ども等、家庭において適切な養育を受けられない、社会的養護を必要とする子どもについては、家庭と同様の環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要です。

福祉行政報告例によると、本県の平成30年度末の里親等委託率^(※)は27.8%であり、今後は施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進めるとともに、里親等委託が必要な子どもが、確実に里親等委託されるよう、受け皿となる里親を増やしていくことが必要です。

児童相談所の平成30年度児童虐待相談対応件数はこれまでで最も多い1,413件であり、市町村の平成30年度児童虐待相談対応件数も521件と、10年前の平成20年度と比べると439件の増加となっていることから、増加傾向のある児童虐待相談に適切に対応できるよう児童相談所や市町村における児童虐待相談対応に向けた体制強化が求められています。

本県の特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）在籍者数は、令和元年5月1日現在で1,697人となっておりほぼ横ばいとなっています。

一方で、同日現在の小・中学校の特別支援学級在籍者数は2,488人と毎年増加し、特に、自閉症・情緒障害を対象とする在籍者数が増加しています。

また、小・中学校に設置している通級指導教室数は平成25年度の21学級から令和元年度には28学級となり、通級による指導^(※)を受けている児童生徒数も平成25年度の534人から令和元年度には785人と増加傾向にあります。

小・中学校において、発達障害等により特別な教育的ニーズのある児童生徒が増えており、障害の適切な理解及び対応により、自立と社会参加に向けた一層の支援が求められています。

⇒ 資料編：[資料9]

※里親等委託率：社会的養護が必要な子どものうち、里親家庭や小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）で暮らす子どもの割合のことです。
※通級による指導：小・中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育の形態のことです。

10 仕事と生活の調和をめぐる状況

男女を問わず、仕事と生活の調和を実現できる環境づくりが求められています。

男女の家庭での家事・育児時間は、男女間で依然として大きな差があり、平成28年社会生活基本調査では、平日の家事・育児時間は男性で21分、女性で2時間37分となっています。

育児休業制度は、原則として1歳に満たない子を養育する男女労働者が、法律に基づき、申し出ることにより取得できるものですが、雇用均等基本調査等によると平成30年の中小企業等における育児休業の取得率は、出産した女性は94.8%と全国平均の82.2%を上回っているものの、男性の利用者は2.1%と全国の6.2%より低い状況にあります。

また、子育てに関する保護者の意識に係る平成30年調査では、子育ての不安や悩みについての質問で、「子ども自身に関すること」「出産、育児にお金がかかりすぎる」などの回答が多くなっています。

男女がともに仕事と子育てを両立するためには、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて取り組むとともに、子育ての不安や悩みを解消し、父親の家事・育児への参画、子どもの病気やけがの際の休暇、産前産後の休暇、育児休業の十分な取得等が必要となっています。

⇒ 資料編：[資料10]

11 地域の子育て支援サービスの提供状況

地域の子育て支援サービスの更なる充実が求められています。

本県の平成31年4月1日現在における保育所等の数は515か所、定員は約4万2千人となっているほか、平成30年度延長保育実施435か所、一時預かり実施279か所、ファミリー・サポート・センター実施6か所、病児・病後児保育実施29か所などと充実してきました。

また、平成30年度の放課後児童クラブは33市町村で292クラブ、放課後子ども教室は25市町村で141教室が活動し、地域子育て支援拠点事業は30市町村99か所で実施しています。

しかしながら、平成30年に実施した青森県民の意識に関する調査では、「安心して子どもを産み育てられる環境が整っていること」について、30代の未充足割合が50.1%などと、特に子育て世代で環境が整っていないと感じていることから、地域の子育て支援サービスの更なる充実が求められています。

⇒ 資料編：[資料11]



第2章 青森県がめざす子どもと親と地域がともに育ち、支え合う社会

1 基本理念

子どもとともに、親とともに、地域とともに育ち合い、一人ひとりが安心と幸せを実感し、結婚・妊娠・出産・子育てに希望と喜びを持てるふるさと青森県をめざします

子育ては父母その他の保護者が責任を持って行っていくことを前提としながらも、子育て家庭に対して地域や学校、企業など社会全体で見守り、職業生活と家庭生活の充実に向けて、必要な時に手助けし支えていくことが大切です。

地域の人たちがみんなですべての子どものために結婚・妊娠・出産・子育てを支え合う社会をつくり上げ、子どもを産み育てたいと思う人が、希望と喜びを持って安心して産み育てられるような環境を整えていくことが必要です。

また、子どもは、大人と同じ一人の人格を持った人間であり、自由と権利を有し、社会参画の機会を与えられる「権利の主体」です。子どもと親と地域が共に育ち、支え合う社会には、子どもの主体性を認め、権利や利益を尊重し、成長・発達の可能性が最大限発揮されるよう、一人ひとりのニーズに応じて、必要な支援を活用できることが大切です。

お互いの人格を尊重しつつ、親も子育てを通して親として成長し、地域もまた結婚・妊娠・出産・子育てに関心を持ち、地域のつながりを育てていくことができる、ふるさと青森県をつくり上げていくことが必要です。

2 基本的視点

青森県の次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、「すべての子どもが幸せに育つことを大切にする視点」、「すべての親が子育てを楽しみ、親として育つことを大切にする視点」、「すべての人が結婚・妊娠・出産・子育てに関心を持ち、地域の支え合いを大切にする視点」を基本に据えて、子どもと親の育ちを応援していきます。

(1) すべての子どもが幸せに育つことを大切にする視点

青森県に生まれ育つすべての子どもは、家庭環境や障害の有無、性別、親の職業など、どのようなことによっても差別されることなく、一人ひとりの幸せを大切にして育つ権利を持っています。子どもが健やかに育つために必要とする支援を受けることができ、すべての子どもが幸せに育つことを大切にします。

(2) すべての親が子育てを楽しみ、親として育つことを大切にする視点

青森県で子育てをするすべての親やこれから親として育っていく若い人たちが、多様な生き方を選択し、仕事と生活の調和が実現できる環境が整えられていなければ、心身ともにゆったりと子育てをし、子育ての楽しみを見いだすことはできません。様々な子育ての支援を活用することができ、子育てについての情報や学習機会を得て、子育てを楽しみ、すべての親が子育てを通して親として育つことを大切にします。

(3) すべての人が結婚・妊娠・出産・子育てに関心を持ち、地域の支え合いを大切にす視

子どもは家庭を成長の基盤としてはいるものの、家庭だけで育つものではなく、地域の様々な人たちとの交流を通して社会性を身に付け、人として成長していきます。すべての人が結婚・妊娠・出産・子育てに関心を持ち、地域のつながりを深め、地域の助け合いが生じるような、地域の支え合いを大切にします。

3 基本目標

青森県の子育ては、一人ひとりの生活を大切に、誰もが心にゆとりを持って、安心して幸せに暮らせる子育て社会をめざします。次の世代を担う子どもが健やかに生まれ育ち、子育てに希望と喜びを感じられる子育てを大切にする社会の実現に向けて、恵まれた自然環境の中で誰もが子育てを楽しめるふるさとづくりをめざします。

○ あたたかい家庭、ふれあいのある地域の中で、子どもが心豊かに健やかに育つ青森県

すべての子どもと親が、家族の絆を大切に、ゆとりをもって子育てができ、子どもが心豊かに育つあたたかい家庭環境と、子育てを通して親も親として成長し、地域のみんが子育てを通じたふれあいの中で地域の子育て力を高め、遊びや様々な体験を通して子どもがのびのびと心豊かに健やかに育つ地域環境を整えます。

○ 社会全体で結婚・妊娠・出産・子育てを支え合い、安心して子どもを産み育てられる青森県

子どもを産み育てることは、活力あふれる豊かな未来社会を築く営みでもあります。次代を担う子どもの社会的意義が理解され、子育ての心理的、肉体的負担感が軽減され、安心して結婚し、子どもを産み育てられるよう、行政をはじめ、家庭、地域、学校、職場など県民一人ひとりが結婚・妊娠・出産・子育てに関心を持ち子育てに参加し、社会全体で子育てを支え合う仕組みを整えます。

○ 県民一人ひとりがお互いを大切に、男女が共に子育てを楽しめる青森県

子どもも大人も、男性も女性も、障害のある人もそうでない人も、すべての人がお互いを尊重しながら、いきいきと生活できる社会が求められています。子どもの成長や育児の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、職業生活と家庭生活を充実させるために、様々なサービスを活用しながら男女が協働して子育てをすることで、子どもとふれあい、子どもの成長を喜び、子育てを楽しめる社会をめざします。



4 施策の体系

基本目標の実現に向けて、5年間に取り組む6つの施策の基本方針とその施策の目標、施策の内容について掲げています。

基本理念

子どもとともに、親とともに、地域とともに育ち合い、一人ひとりが安心と幸せを実感し、結婚・妊娠・出産・子育てに希望と喜びを持てるふるさと青森県をめざします

基本目標

あたたかい家庭、ふれあいのある地域の中で、子どもが心豊かに健やかに育つ青森県

施策の基本方針

施策の目標

1 結婚の望みをかなえるために

—社会全体で結婚したい男女を応援します—

結婚を社会全体で支援する取組の推進

結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進

2 安心して子どもを産むために

—妊娠・出産と健やかな成長を支援します—

母性及び子どもの健康の確保・増進

3 安心して子どもを育てるために

—社会全体で子育て支援を推進します—

幼児期の教育・保育等の推進

新・放課後子ども総合プランの推進

地域における子育て支援サービスの充実

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための働き方の見直し

4 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

—様々な環境にある子どもや家庭を支援します—

子どもへの虐待防止対策の充実

社会的養育の推進

様々な環境にある子どもや家庭へのきめ細かな取組の推進

障害のある子ども等への支援の充実

5 健やかに心豊かに育つように

—豊かな心、命を大切にすることを育む支援と健全育成を推進します—

子どもの権利擁護の推進

次代の親の育成の推進

子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援

少年非行や不登校などに対する対策の充実

命を大切にすることを育む環境づくりの推進

自然とふれあう体験交流の促進

学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上

6 安全・安心な子育てをするために

—子どもが安全に生活できる環境づくりを支援します—

子どもの安全の確保

子育てを支援する生活環境づくり

子どもの非行防止と健全な社会環境の形成

基本的視点

- すべての子どもが幸せに育つことを大切にす視点
- すべての親が子育てを楽しみ、親として育つことを大切にす視点
- すべての人が結婚・妊娠・出産・子育てに関心を持ち、地域の支え合いを大切にす視点

社会全体で、結婚・妊娠・出産・子育てを支え合い、安心して子どもを産み育てられる青森県

県民一人ひとりがお互いを大切にし、男女が共に子育てを楽しめる青森県

施策の内容

男女の出会いにつながるサポート体制の充実

結婚から子育ての切れ目のない支援の推進/結婚を含めた将来のライフプランニング支援の推進

妊産婦・乳幼児に対する支援の充実/学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実/子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進/食育の推進/周産期・小児医療の充実/小児慢性特定疾病対策の推進/不妊・不育に悩む方に対する支援の充実

区域の設定/各年度における幼児期の教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保/教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保/子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保/教育・保育等の従事者の確保及び資質の向上/地域子ども・子育て支援事業に関する提供体制の確保/市町村の区域を越えた広域的な見地からの調整/教育・保育情報の公表

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的運営の推進

地域における子育て支援の総合的な推進/子育ての経済的負担の軽減/子育てに関する学習機会・情報提供の充実/子育て支援機関のネットワーク化推進/地域における人財育成

ワーク・ライフ・バランスの推進/育児休業取得への意識啓発の推進/家事・育児などの家庭生活における男女共同参画の推進/農山漁村における仕事と子育てが両立できる環境づくりの推進

子ども虐待の発生予防・早期発見に向けた取組の推進/子ども虐待への迅速・的確な対応の徹底

当事者である子どもの権利擁護の強化/里親等への委託の推進/特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築/施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた支援/社会的養護により育った子どもへの自立支援の推進/児童相談所の相談体制等の強化/一時保護改革の推進/市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた支援

ひとり親家庭等に対する支援の充実

特別支援教育の充実/障害のある子どもに対する相談・療育支援の充実/医療的ケア児の支援体制の整備

学校・家庭・地域における人権教育の推進/子どもの権利擁護の普及啓発

思春期性教育の推進/若年者の就業意識の醸成・啓発活動の推進

確かな学力の向上/豊かな心の育成/新しい時代に対応した教育の推進/スポーツ・芸術文化活動の振興/健やかな体の育成/信頼される学校づくり

いじめや不登校などに対する対策の充実/少年非行等に対する関係機関とのネットワークづくりの推進/被害に遭った子どもの保護の推進

命を大切にす心を育む県民運動の推進/命を大切にす心を育む教育の推進

自然環境の保全とふれあいの推進/都市と農山漁村との交流の促進/地域食文化体験活動の推進

家庭教育の向上/地域の教育力の向上

安全な道路交通環境の整備/子どもの交通安全を確保するための活動推進/子育てにやさしいまちづくりの推進/犯罪等の被害から子どもを守る活動の推進/安全・安心なまちづくりの推進/災害から子どもを守る活動の推進

子育てを支援する良質な住宅確保への支援/子育てを支援する良好な居住環境確保への支援

子どもの非行防止と非行のある子どもの指導の充実/子どもを取り巻く有害環境対策の推進